様式第１６（第４０条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定申請書  申請年月日　2025年 9月 9日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな）とうこうでんきこうじかぶしきがいしゃ  一般事業主の氏名又は名称 東光電気工事株式会社  （ふりがな）やまもと　たかひろ  （法人の場合）代表者の氏名 山本　隆洋  住所　〒101-8350  東京都 千代田区 西神田１丁目４番５号  法人番号　1010001024087  　情報処理の促進に関する法律第２８条に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ①　有価証券報告書（第110期)  ②　東光電気工事株式会社コーポレートサイト　長期ビジョン2035  ③　中期経営計画2025-2027 | | 公表日 | ①　2025年 6月27日  ②　2025年 8月 1日  ③　2025年 8月 1日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ①　ウェブサイト  　https://www.tokodenko.co.jp/assets/document/2024financialreport.pdf  　記載ページ：11ページ  ②　ウェブサイト  　https://www.tokodenko.co.jp/about/management-policy/  　長期ビジョン2035  ③　ウェブサイト  　https://www.tokodenko.co.jp/assets/document/plan2025-2027.pdf  　8ページ | | 記載内容抜粋 | ①　当社グループのパーパス（存在意義）を「人と社会の快適を求め、まだ見ぬ未来に技術で挑む。」と定め、その実現のため本計画では、当社グループの10年後のありたい姿に向けた成長戦略及び優先課題を設定しております。技術継承と人材育成、非労働集約型ビジネスの推進、ESG・サステナビリティへの対応強化を通じて、企業価値の向上と社会的責任の両立を目指します。また経営基盤の強化に向け、工事原価管理や収支分析等に関するDX（デジタルトランスフォーメーション）を推進し、業務効率と管理精度の向上を目指します。  ②　建物・エネルギーインフラの生涯価値を高めるビジネスモデルを構築しながら、非労働集約型の新たなビジネスモデルを創造。内線・再エネ・送電線など自社技術を融合させ、自社親和性の高い成長領域へ進出することで、「全方位型」から「選択と集中型」の効率的な経営へ転換します。  ③　東光プラットフォームによる価値創出基盤の確立　収益機会の獲得による売上増加・市場競争力の強化重点顧客に対する手厚いサポート体制の構築による信頼性の向上。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | ①　取締役会で承認された方針に基づき作成された内容が、公表媒体に記載されている。  ②　取締役会にて承認の上公表  ③　取締役会で承認の上公表 |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ①　有価証券報告書（第110期)  ②　中期経営計画2025-2027  ③　DX推進戦略・体制 | | 公表日 | ①　2025年 6月27日  ②　2025年 8月 1日  ③　2025年 8月 1日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ①　ウェブサイト  　https://www.tokodenko.co.jp/assets/document/2024financialreport.pdf  　記載ページ：17ページ  ②　ウェブサイト  　https://www.tokodenko.co.jp/assets/document/plan2025-2027.pdf  　記載個所：11ページ  ③　ウェブサイト  　https://www.tokodenko.co.jp/about/dx/strategy/  　DX推進戦略　中期DX戦略の方向性 | | 記載内容抜粋 | ①　［DX戦略］  　 当社グループは、時代の変化に対応し安全でより高品質な建物をお客様に提供するため、DXを経営の重要戦略と位置付けております。デジタル技術の活用により、「業務の見える化」と「業務の標準化」を推進し、生産性の向上と業務の効率化を実現する事で、さらなる企業価値の向上を目指します。  ［実行施策］  1. 業務プロセスの再構築とデジタルプラットフォームの構築。  業務全体を最適化し、効率的な業務運営を可能にする「東光プラットフォーム」を整備。  2. 工事書類のデータベース化とAI活用による業務改革 工事関連書類のデジタル管理を推進し、AIを活用した自動抽出・自動作成を導入することによる、業務負担の軽減と精度向上の実現。  3. ITリテラシー向上によるDX推進基盤の強化  全社員のITスキル向上、デジタル技術を活用した新しい働き方の実現。  4. プロジェクト進捗と業務負荷の見える化  プロジェクトごとの進捗状況をリアルタイムで可視化、それによる適切な人員配置と迅速な意思決定の支援体制を構築。  5.各施策の連携による全社的な変革の推進  ②　今後3年間のキャッシュアロケーションにおいて、DX・人的資本投資・働き方改革を含めた経営基盤強化として50億円の投資を実施する。  ③　［中期DXの方向性］  1.デジタル基盤の確立　業務の標準化・高度化  　現場の最適管理高度化  　・業務の見える化  　・無駄な業務の排除  　・業務の属人化からの脱却  2.【技術の東光】の進化　成長力・収益力向上  　現場を進化させる組織力  　・次世代に対応し得るバリューチェーン構築  　・次世代技術の積極的な取込  　・ナレッジマネジメント  3.デジタル×経営戦略 新たな価値の創出  選ばれ続ける企業へ  　・建物およびエネルギーインフラの生涯価値最大化  　・社会・顧客の課題解決  　・組織コミットメント醸成 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | ①　取締役会で承認された方針に基づき作成された内容が、公表媒体に記載されている。  ②　取締役会で承認の上公表  ③　取締役会にて承認の上公表 |  1. 戦略を効果的に進めるための体制の提示  |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | ①　有価証券報告書（第110期)  　記載場所：18ページ  ③　DX推進戦略・体制  　DX推進体制 | | 記載内容抜粋 | ①　DX推進の中核を担うデジタルリテラシーを備えた人材の育成を目的に、事務系職種の全従業員を対象として「ITパスポート」の取得を促進し、加えて技術系社員(管理職)に対しても取得を推奨することで、部門の壁を越えた、全社的なDX推進体制の構築を目指しております。  ③　経営層の直下に存在する企画本部の傘下に「DX推進部」を設置し、経営戦略に基づき、全社の主要部門と連携して全社デジタルトランスフォーメーションを推進してまいります。 |  1. 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示  |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | ③　DX推進戦略・体制  　DX推進戦略・体制　DX推進戦略  ②　中期経営計画2025-2027  　記載場所：11ページ | | 記載内容抜粋 | ③　［中期DXの方向性］  1.働き方改革  　・勤怠情報可視化による労働時間の適正化  　・従業員満足度の向上  　・労働市場から選ばれる働き方改革  2.現場業務の標準化、自働化  　・現場書類の標準化  　・DBに図表や表を格納するだけで自動的に書類を作成  　・データの集計加工を自働化し、業務量を削減  3.工事プロジェクト進捗管理  　・データを一元管理し、各関係者ごとのタスクを可視化  　・リアルタイムで進捗状況を把握  　・顧客のニーズを取りこぼさない体制確保  4.社内分業化　全体最適  　・工事プロジェクトごとの繁忙期に合わせた、社内リ  　　ソースの効果的な配分  　・社内役割を明確にし、重複作業を削減  　・ワークマネジメントツールの運用  5.AI活用・経営可視化  　・工事図面やプロジェクトのデータを蓄積し、分析評価  　・AIの活用により、生産性の向上と業務の高度化を図るだけでなく、  　　意思決定の解像度を上げる  ②　［キャッシュアロケーション］  今後3年間のキャッシュアロケーションにおいて、DX・人的資本投資・働き方改革を含めた経営基盤強化として50億円の投資を実施する。 |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ①　有価証券報告書（第110期) | | 公表日 | ①　2025年 6月27日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ①　ウェブサイト  　https://www.tokodenko.co.jp/assets/document/2024financialreport.pdf  　記載場所：18ページ | | 記載内容抜粋 | ①　［DX推進に関わる指標］  DX推進の実効性を高め、各種取組みの成果を可視化・検証するために、中期経営計画に基づいて複数のKPI（業績指標）を設定しております。  ① ITパスポートの取得者数  　 対象：事務系職種の全従業員、技術系社員の管理職  ② DX投資額  ③ ワークマネジメントツール利用率  ④ 建物・施設の資産管理システムによるリニューアル提案件数  ⑤ 次世代技術・新工法の開発件数 |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | ①　2025年 8月 1日  ②　2025年 8月 1日 | | 発信方法 | ①　長期ビジョン2035  　ウェブサイト  　https://www.tokodenko.co.jp/assets/document/plan2035.pdf  　記載場所：2ページ　トップメッセージ  ②　DX経営ビジョン  　ウェブサイト  　https://www.tokodenko.co.jp/about/dx/vision/  　DX経営ビジョン　DX戦略について | | 発信内容 | ①　　当社はこれまで「良心的な電気工事」を社是として、多くの取引先に支えられながら、豊かな社会づくりに尽力してまいりました。これから先も永く求め続けられる会社であるためには、人材不足やコスト高騰、規制強化といった喫緊の課題に対応しながら、持続可能な働き方の確立や生産性向上を図り、企業価値を高めていかなければなりません。  　こうした状況を踏まえ、当社は新たな長期ビジョンを策定しました。本計画では、10年後の「ありたい姿」を描き、成長戦略と優先課題を明確にしました。  　社会の要請にお応えするためにサステナブル・ESG・DX の要素を取り入れ、技術継承と人材育成、非労働集約型ビジネスの開拓等を進め、持続的な成長を実現していきます。  　今回策定した⻑期ビジョンでは、10年後の売上⽬標として2,000億円を掲げました。これは単に「今の2倍働く」のではなく、社会のニーズに応えながら市場と共に成⻑し、技術⾰新や業務効率化を通じて実現するものです。  ②　DX経営ビジョン  東光電気工事は、時代の変化に対応し、安全でより高品質な建物をお客様に提供するために、DX（デジタルトランスフォーメーション）を経営の重要戦略として位置づけています。デジタル技術の活用により、「業務の見える化」と「業務の標準化」を推進し、生産性の向上と業務の効率化を実現することで、さらなる企業価値の向上を目指します。  当社のDX戦略は、以下の5つの取組みを柱としています。  1.業務プロセスの再構築とデジタルプラットフォームの構築  　業務全体を最適化し、効率的な業務運営を可能にする「自社プラットフォーム」を整備。  2.工事書類のデータベース化とAI活用による業務改革  　工事関連書類のデジタル管理を推進し、AIを活用した自動抽出・自動作成を導入することによる、業務負担の軽減と精度向上の実現。  3.ITリテラシー向上によるDX推進基盤の強化  　全社員のITスキル向上、デジタル技術を活用した新しい働き方の実現。  4.プロジェクト進捗と業務負荷の見える化  　プロジェクトごとの進捗状況をリアルタイムで可視化、それによる適切な人員配置と迅速な意思決定の支援体制を構築。  5.各施策の連携による全社的な変革の推進  　これらの取り組みを通じて、東光電気工事は、さらなる生産性向上と品質向上を実現し、お客様や社会の期待に応え続ける企業を目指してまいります。今後もデジタル技術を積極的に活用し、持続的な成長と業界の発展に貢献してまいります。 |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2025年 8月頃　～　継続実施中 | | 実施内容 | 「DX推進指標」を用いて課題把握を実施し、IPAの入力サイトより提出済み。 |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2022年 4月頃　～　継続実施中 | | 実施内容 | ① サイバーセキュリティに関する対策の方針として「情報セキュリティ基本方針」を策定し公表している。  情報セキュリティ基本方針に基づき、情報資産管理、技術的・人的・物理的対策を実施中　。技術的対策としては、全社端末にウイルス対策ソフト・EDR（エンドポイント検知＆対応）を導入。メールはフィルタリング、添付ファイルの自動暗号化等を実施。  ② 情報セキュリティ管理基準  　情報セキュリティ基本方針を踏まえ、情報セキュリティ管理体制・役割責任・情報セキュリティ管理に関わる管理サイクル(PDCA)及びリスク対応に関わる管理基準等を規定し、情報セキュリティの運用体制を整備しております。  ③ 情報システム管理規定  情報システムの管理・運用に関する基本方針を定めたもので、データの安全性と信頼性の確保を目的としております。  業務効率の向上と安定運用を図るため、DX推進部、システム管理部門が中心となり、企画・開発・運用・保守に係る体制を構築しています。  ④ 情報セキュリティガイドブック  　情報セキュリティに関する基本的な知識や実践的な対策をまとめたもので、従業員が日常的に情報資産を適切に取り扱うための指針となるものです。情報漏洩や不正アクセス等のリスクを未然に防ぐことを目的としており、入社時や定期的な教育を通じて周知徹底を図っています。 |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号に掲げる基準による認定を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。